

議員提出第4号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成20年3月27日

提出者

足立区議会議員	長	塩	英	治	
同	あ	か	し	幸	子
同	渡	辺	ひ	であき	
同	秋	山	ひ	でとし	
同	古	性	重	則	
同	藤	沼	壮	次	
同	前	野	和	男	
同	き	じ	ま	てるい	
同	鈴	木	けん	いち	
同	う	す	い	浩	一
同	馬	場	信	男	
同	新	井	英	生	
同	ぬ	か	が	和	子
同	米	山	やす	し	

足立区議会議長 加藤和明様

(提案理由)

足立区組織条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部」の次に「、資産管理部」を加え、同条第4号中「福祉部」の次に「、子ども家庭部」を加え、同条第5号中「及び都市整備部」を「、都市整備部及び建築部」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に総務委員会の委員であるものは改正後の総務委員会の委員に、現に厚生委員会の委員であるものは改正後の厚生委員会の委員に、現に建設委員会の委員であるものは改正後の建設委員会の委員になるものとし、それぞれの委員会の委員の任期は、改正前のそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。